

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法 制 文 書 課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385	
目次		ページ	
条 例 ○北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……（雇用労政課） 17 規 則 ○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（建設部総務課） 17 告 示 ○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……………（農業経営課） 17 ○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 18 ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課） 18 ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 18 ○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 18 ○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 18 ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）……………（治山課） 18 ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 19 ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 19 ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 19 ○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 20 ○道路の供用の開始……………（道路課） 20 ○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課） 21 ○河川区域の指定の一部改正……………（河川課） 21 ○河川予定地の指定の一部改正……………（河川課） 21 ○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 21 ○都市計画事業の認可……………（都市環境課） 21 ○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 22 道監査委員公表 ○監査公表第18号…………… 22 ○監査公表第19号…………… 22			
条 例			

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。	
平成22年12月17日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第69号	
北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	
北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。	
附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。	
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	

規 則	
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成22年12月17日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第72号	
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。	
第2条の表6の項中「別表第1の12の項 ⁽³⁰⁾ 」を「別表第1の12の項 ⁽³¹⁾ 」に改める。	
附 則	
この規則は、平成23年4月1日から施行する。	

告 示	
北海道告示第797号	
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人北海道農業開発公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。	

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 農地保有合理化法人の名称

財団法人北海道農業開発公社

2 変 更 の 内 容

農地法等の改正に伴う変更等

3 承 認 年 月 日

平成22年12月 9 日

北海道告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成22年11月 2 日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

土 地 改 良 区 名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
狩場利別土地改良区	馬 場 川 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	神丘第 4 頭首工	同
同	種 川 頭 首 工	同
同	金原第 1 頭首工	同

北海道告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（斜里地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成22年12月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、新篠津村達布中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成22年12月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所

函館市日浦町233、236

(2) 指 定 の 目 的

土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

茅部郡鹿部町字大岩110の 4

(2) 指 定 の 目 的

土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊達市東有珠町240の22（次の図に示す部分に限る。）、
240の61
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 北斗市湯ノ沢147の19から147の23まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 鉄道用地とするため

北海道告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び黒松内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 次の森林については、主伐は、択伐による。
ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）
② その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
③ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
④ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡真狩村（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第807号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年12月17日

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

黒松内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道知事 高 橋 はるみ

寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）

水源のかん養

次のとおりとする。

天塩郡天塩町・遠別町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

土砂の流出の防備

次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第669号のとおりである。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

積丹郡積丹町大字婦美町285の1、285の3、286の1から286の4まで所在の森林につ

いて所有権を有する

王子不動産株式会社

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢281の6所在の森林について所有権を有する

株式会社山利皮革、株式会社佐野

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢281の8から281の12まで所在の森林について所有権を有する

太平洋興産株式会社

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の2所在の森林について所有権を有する

佐藤孝志

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の4所在の森林について所有権を有する

株式会社加藤産業

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の6所在の森林について所有権を有する

株式会社東京建材

(2) 掲示場所

積丹町役場

2(1) 所在が不明な者

岩内郡共和町ワイス1259の2、1260の2所在の森林について所有権を有する

株式会社ソフトハウス

(2) 掲示場所

共和町役場

北海道告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用の開始の期日
道道小樽港線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市勝納町1番9地先から同市勝納町1番14地先まで	平成22.12.20 午後11時
道道函館上磯線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	函館市西桔梗町848番4地先から同市西桔梗町246番73地先まで	平成22.12.17
道道函館恵山線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	函館市日和山町1番1地先から同市日和山町1番1地先まで	同
道道釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北五線東11番5地先から同郡鶴居村字雪裡原野北七線東8番3地先まで	平成22.12.24 午前10時

北海道告示第810号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 河 川 の 名 称 | 一級河川沙流川水系貫気別川 |
| 2 | 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成22年12月17日 |
| 3 | 廃 川 敷 地 等 の 位 置 | (右岸) 沙流郡平取町字貫気別222番2地先から同224番11地先まで、同224番14地先から同226番5地先まで、同231番1地先、同273番9地先から同274番2地先まで、同274番8地先から同276番6地先まで及び283番17地先まで |
| 4 | 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 87,944.05㎡ |

北海道告示第811号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川沙流川水系貫気別川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2、第2号図の2、第3号図の2及び第4号図」に改める。

北海道告示第812号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川沙流川水系貫気別川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2、第2号図の2、第3号図の2及び第4号図」に改める。

北海道告示第813号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|--|
| 1 | 芦別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 2 | 紋別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 3 | 八雲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 4 | 江差都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 5 | 岩内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 6 | 遠軽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 7 | 池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 8 | 足寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |
| 9 | 紋別都市計画臨港地区に係る事項
(1) 都 市 計 画 の 種 類 臨港地区
(2) 都市計画を定めた土地の区域
追加した土地の区域
紋別市港町3丁目及び港町4丁目の各一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに) |

北海道告示第814号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事

業を認可した。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1

(1) 施 行 者 の 名 称

札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

札幌圏都市計画道路事業（3・4・14号米里・行啓通）
- (3) 事業施行期間

平成22年12月17日から平成26年3月31日まで
- (4) 事業地（使用の部分）

札幌市白石区中央3条3丁目、中央3条4丁目、北郷1条1丁目、北郷2条1丁目、菊水元町1条5丁目及び菊水元町2条5丁目地内
- 2

(1) 施 行 者 の 名 称

札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）
- (3) 事業施行期間

平成22年12月17日から平成25年3月31日まで
- (4) 事業地（使用の部分）

札幌市豊平区平岸1条21丁目、平岸1条22丁目、中の島1条13丁目及び中の島1条14丁目地内
- 3

(1) 施 行 者 の 名 称

札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

札幌圏都市計画道路事業（3・4・187号ほしみ駅前通）
- (3) 事業施行期間

平成22年12月17日から平成26年3月31日まで
- (4) 事業地（使用の部分）

札幌市手稲区星置1条8丁目、星置1条9丁目、星置2条9丁目及び手稲星置地内
- 4

(1) 施 行 者 の 名 称

札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

札幌圏都市計画道路事業（3・1・116号茨戸・福移通）
- (3) 事業施行期間

平成22年12月17日から平成26年3月31日まで
- (4) 事業地（使用の部分）

札幌市北区東茨戸1条3丁目、篠路町篠路及び東茨戸地内

北海道告示第815号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1

施 行 者 の 名 称

音更町

- 2

都市計画事業の種類及び名称

帯広圏都市計画道路事業（3・4・129号開進通）
- 3

事業施行期間

平成20年5月23日から平成25年3月31日まで
- 4

事業地（収用の部分）

変更なし

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により行った平成22年度に係る随時監査（地方機関等）の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年12月17日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
北海道監査委員 喜 多 龍 一
北海道監査委員 坂 本 人 士
北海道監査委員 太 田 博

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成20年度及び平成21年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第6項の規定により、知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年12月17日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
北海道監査委員 喜 多 龍 一
北海道監査委員 坂 本 人 士
北海道監査委員 太 田 博